

★ 広島県未来チャレンジ資金貸付規則（規則第五十六条）（産業人材課）

一 制定の要旨

県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の育成を図るため、大学院等専門課程に在学する者で、将来県内企業等に就業しようとするものに対し、修学上必要な資金の貸付けを行うこととした。

二 施行期日等

平成二十四年四月五日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。